

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																																	
<p>（内部組織） 第七条（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>病院名</td> <td>局、部、課、係、科、センター及び室名</td> </tr> <tr> <td>県立広島病院</td> <td>事務局（略） 総合診療科―へき地医療支援室（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療技術部 看護部</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		病院名	局、部、課、係、科、センター及び室名	県立広島病院	事務局（略） 総合診療科―へき地医療支援室（略）		医療技術部 看護部	（略）	（略）	<p>（内部組織） 第七条（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>病院名</td> <td>局、部、課、係、科、センター及び室名</td> </tr> <tr> <td>県立広島病院</td> <td>事務局（略） 総合診療科―へき地医療支援室（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>看護部</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		病院名	局、部、課、係、科、センター及び室名	県立広島病院	事務局（略） 総合診療科―へき地医療支援室（略）		看護部	（略）	（略）																																
病院名	局、部、課、係、科、センター及び室名																																																		
県立広島病院	事務局（略） 総合診療科―へき地医療支援室（略）																																																		
	医療技術部 看護部																																																		
（略）	（略）																																																		
病院名	局、部、課、係、科、センター及び室名																																																		
県立広島病院	事務局（略） 総合診療科―へき地医療支援室（略）																																																		
	看護部																																																		
（略）	（略）																																																		
<p>（各課等の分掌事務） 第八条（略） 県立広島病院 事務局―へき地医療支援室（略） 医療技術部 一 各科の支援に関すること。 二 医療機器に関すること。</p> <p>2 看護部（略） 県立安芸津病院（略）</p>		<p>（各課等の分掌事務） 第八条（略） 県立広島病院 事務局―へき地医療支援室（略） 看護部（略） 県立安芸津病院（略）</p>																																																	
<p>別表（第九条関係） 一（略） 二 病院に置く織</p> <table border="1"> <tr> <th>職名</th> <th>職の置かれる組織</th> <th>職務</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>医療技術部、看護部及び薬剤科</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>副部长</td> <td>医療技術部及び薬剤科</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		職名	職の置かれる組織	職務	備考	（略）	（略）	（略）	（略）	部長	医療技術部、看護部及び薬剤科	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	副部长	医療技術部及び薬剤科	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>別表（第九条関係） 一（略） 二 病院に置く織</p> <table border="1"> <tr> <th>職名</th> <th>職の置かれる組織</th> <th>職務</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>看護部及び薬剤科</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>副部长</td> <td>薬剤科</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		職名	職の置かれる組織	職務	備考	（略）	（略）	（略）	（略）	部長	看護部及び薬剤科	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	副部长	薬剤科	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
職名	職の置かれる組織	職務	備考																																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																																
部長	医療技術部、看護部及び薬剤科	（略）	（略）																																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																																
副部长	医療技術部及び薬剤科	（略）	（略）																																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																																
職名	職の置かれる組織	職務	備考																																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																																
部長	看護部及び薬剤科	（略）	（略）																																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																																
副部长	薬剤科	（略）	（略）																																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																																

この規程は、令和五年四月一日から施行する。